平成２３年（フ）第２５号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵923番地　サンティール上須恵103号
債務者　岸上　和樹
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第１２４４号
愛知県弥富市鯏浦町気開174番地　レジデンス弥富30Ａ
債務者　山原　美沙（旧姓佐宗）
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４６０号
名古屋市港区九番町１丁目１番地の１　九番団地３棟538号
債務者　大杉美恵子こと　ＳＣＡＲＡＮＥＬＬＯ　ＮＥＵＺＡ　ＭＩＥＫＯ　ＯＳＵＧＩ
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４８１号
名古屋市瑞穂区内方町１丁目30番地　篠田セブンハイツ403号
債務者　お好焼山桜こと　伊藤久仁子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４３号
高知市東久万37番地12
債務者　北代　義幸
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２８５号
高知市一宮4775番地67
債務者　和田　周二
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２８６号
高知市一宮4775番地67
債務者　和田　則子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３１４号
高知県吾川郡いの町大内1407番地
債務者　森田　初江
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３１９号
高知市円行寺92番地４
債務者　坂本　政信
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３２０号
高知県南国市大埇甲1456番地12
債務者　澤本　光子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３２１号
高知県南国市大埇甲1456番地12
債務者　澤本　伸彰
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３２３号
高知市玉水町89番地　セジュールゆい203
債務者　吉田　健児
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３２６号
高知市高須１丁目９番10号　セジュール小松２・101
債務者　田邊　顕蔵
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３３４号
高知市大津乙272番地１　岡村マンション６Ｆ－Ｃ号
債務者　大和田　文
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３５６号
高知市昭和町15番５号　山本アパート東側
債務者　平尾和加奈
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５０７号
仙台市青葉区愛子東３丁目12番34号　サンパティークＡ棟201
債務者　清水淳一こと　趙　　淳一
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５１６号
仙台市宮城野区岩切字中江北１番地の１　リヴハイツ202、従前の住所青森市浪岡大字本郷字松元31番地５
債務者　鎌田裕美子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係